

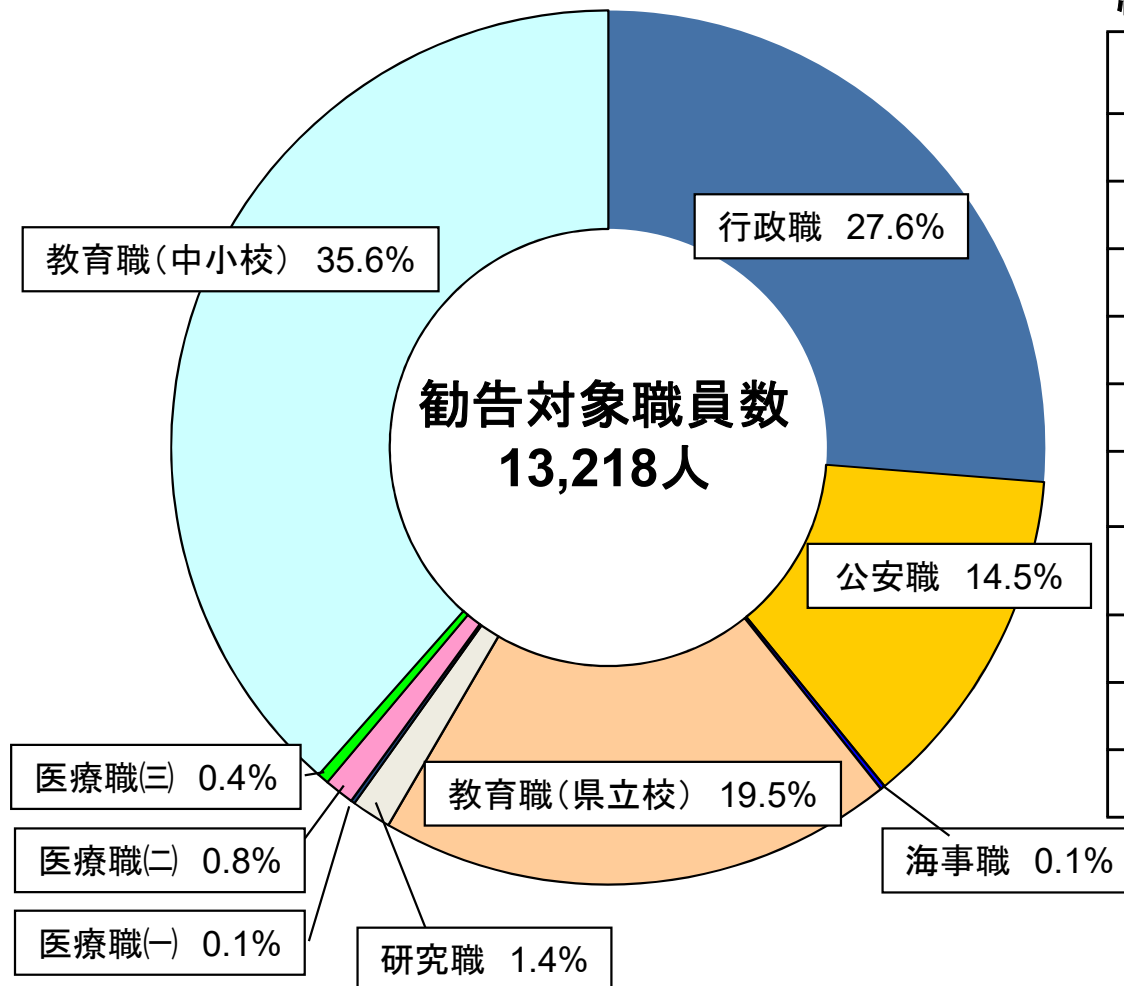
給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

- ① 給与勧告の対象職員 1
- ② 給与勧告の手順 2
- ③ 今回の勧告のポイント 3

令和2年10月
秋田県人事委員会

① 給与勧告の対象職員

令和2年4月1日現在の給与勧告対象職員は、13,218人となっています。このうち一般行政職員は、3,647人で、全体の27.6%を占めています。最も多いのは教職員で、小中高校を合わせると、7,278人、全体の約55.1%と過半数を占めています。

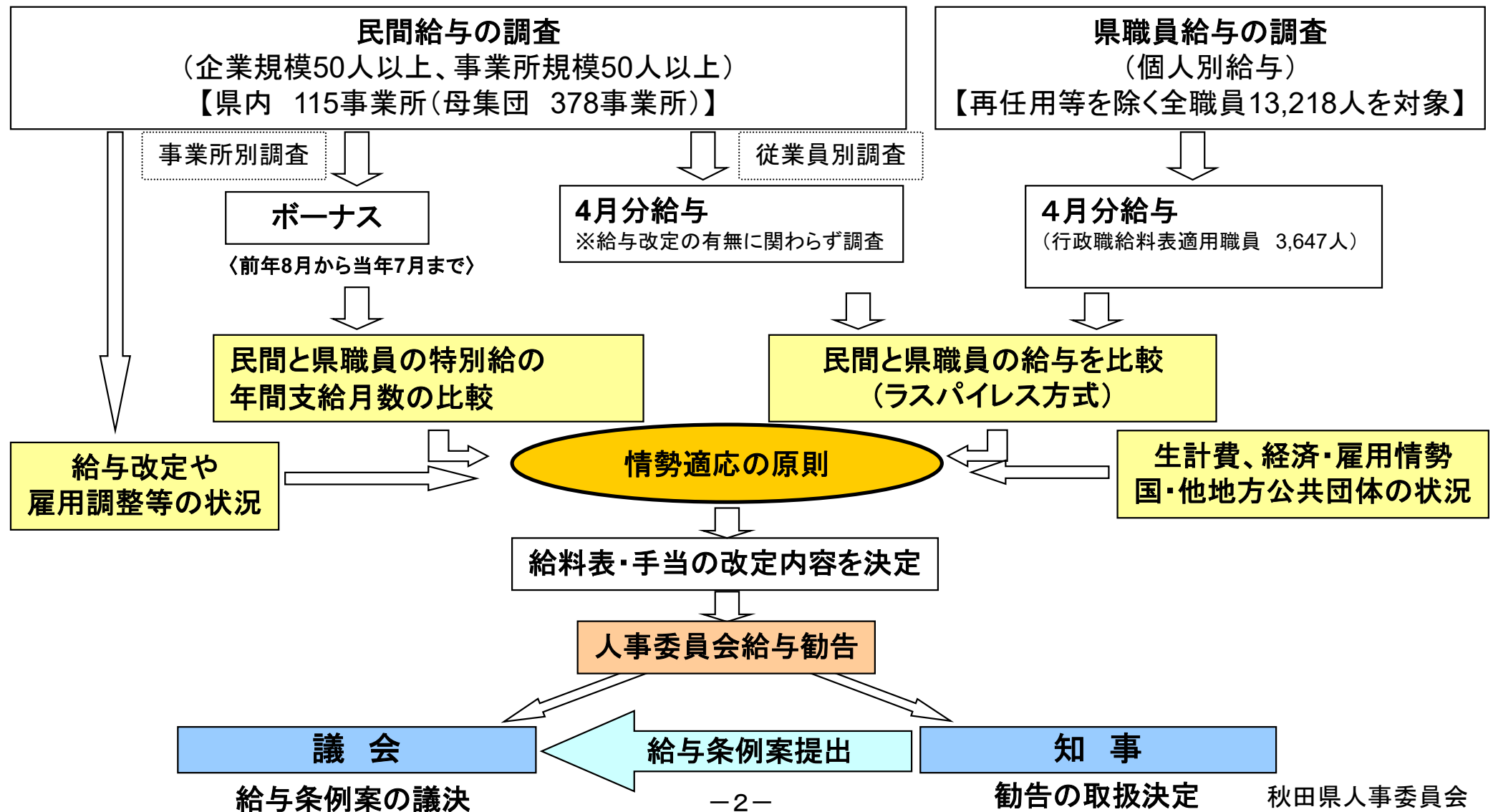


給料表別勧告対象職員数(令和2年4月1日現在)

	職員数(人)	職員の例
行政職	3,647	一般行政職員
公安職	1,920	警察官
海事職	15	船長、航海士
教育職(県立校)	2,573	高校の教員
研究職	189	研究員
医療職(一)	14	医師、歯科医師
医療職(二)	97	獣医師、薬剤師、栄養士
医療職(三)	58	保健師、助産師、看護師
教育職(中小校)	4,705	中学校、小学校の教員
計	13,218	

② 給与勧告の手順

人事委員会では、民間企業の給与と県職員の給与を調査し、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、また、特別給については、民間の過去1年間の特別給(ボーナス)の年間支給割合と県職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数とを合わせることを基本に、他の考慮事項である国や他の地方公共団体の状況などについても総合的に勘案して、勧告を行っています。



③ 今回の勧告のポイント

ボーナスを引下げ

期末手当・勤勉手当の支給割合（△0.05月分）

民間の支給割合（4.29月）が、県職員の支給月数（4.35月）を下回っているため、0.05月分引下げ。

（令和2年12月1日実施）

- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映
- ・月例給については、別途必要な報告・勧告を予定。

（参考・勧告後） 令和2年度の行政職職員（平均年齢42.4歳）の平均年間給与 591万円

	特別給（ボーナス）		（参考）月例給	平均年間給与（行政職）	
	年間支給月数	対前年増減	改定率	増減額	増減率
平成23年	3.95月	0.05月	△0.26%	3,097円	0.05%
平成24年	3.95月	—	—	—	—
平成25年	3.80月	△0.15月	—	△57,599円	△1.00%
平成26年	3.95月	0.15月	—	55,465円	0.94%
平成27年	4.05月	0.10月	0.25%	53,953円	0.91%
平成28年	4.10月	0.05月	0.11%	24,981円	0.42%
平成29年	4.15月	0.05月	—	18,025円	0.31%
平成30年	4.25月	0.10月	0.09%	41,538円	0.71%
令和元年	4.35月	0.10月	0.11%	42,226円	0.71%
令和2年	4.30月	△0.05月	（別途勧告予定）	△18,321円	△0.31%